

**【改正】(売上割戻し等と同一の基準により物品を交付し又は旅行、観劇等に招待する費用)**

61の4(1)-4 法人がその得意先に対して物品を交付する場合(61の4(1)-3(注)2の場合を除く。以下61の4(1)-4において同じ。)又は得意先を旅行、観劇等に招待する場合には、たとえその物品の交付又は旅行、観劇等への招待が売上割戻し等と同様の基準で行われるものであっても、その物品の交付のために要する費用又は旅行、観劇等に招待するために要する費用は交際費等に該当するものとする。ただし、物品を交付する場合であっても、その物品が少額物品であり、かつ、その交付の基準が61の4(1)-3の売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するために要する費用は、交際費等に該当しないものとすることができる。

**【解説】**

1 本通達では、法人がその得意先に対して物品を交付した場合には、その物品の交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であっても、その交付のために要する費用は交際費等に該当するものとしている。ただし、その物品が事業用資産又は少額物品に該当する場合で、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、交際費等に該当しないものとするとしている。

また、措置法通達61の4(1)-3《売上割戻し等と交際費等との区分》では、法人がその得意先である事業者に対し、売上割戻しの基準又はそれに準ずるものとして金銭で支出する費用について、交際費等に該当しないことを明らかにしている。

すなわち、法人が得意先である事業者に対して、売上割戻し等と同様の算定基準によって金銭の支出又は物品(事業用資産又は少額物品)の提供をした場合には、それが金銭による支出であっても、物品の提供であっても交際費等に該当しないものとするとしている。

2 収益認識基準の導入を契機とした平成30年度税制改正に伴う見直しにおいて、平成30年改正通達による改正前の措置法通達61の4(1)-の4ただし書において設けられていた、得意先である事業者に対して事業用資産又は少額物品を交付する場合(その交付の基準が上記の売上割戻し等の算定基準と同一である場合に限る。)におけるこれらの物品を交付するために要する費用については交際費等には該当しないものとする取扱い、措置法通達61の4(1)-3(注)2において規定することとし、本通達からは削除することとした。これは、得意先である事業者の取扱いを措置法通達61の4(1)-3に移管することとしたものであり、本通達の趣旨が変わるものではない。

3 連結納税制度においても、同様の通達改正(連措通68の66(1)-4)を行っている。